

令和7年7月24日
高齢者支援課

令和6年度 事業評価の実施について

港区の地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、区が指定した指定管理者が協定書（基本及び年度）に基づき運営しています。各センターは、地域の実情に合った区民サービスを提供するため、それぞれ独自に工夫して事業を実施しています。

港区地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）では、定期的に事業運営を評価し、センターの取組を明確化して、事業を円滑に進めることができる環境の整備につなげています。また、協議会での意見等は、各センターが事業運営に反映できるよう協議を進めます。なお、評価方法や経過等は、下記のとおりです。

記

1 評価方法

- (1) 事業報告、事業評価チェックシート及び事業評価コメントシートの提出
各センターから、事業評価チェックシートによるセルフチェック、事業評価コメントシートの自己申告欄を記入後、事業報告とともに事務局へ提出します。
- (2) 事務局ヒアリング、評価の実施
事務局は、事業報告及び事業評価チェックシートを元にヒアリングを実施し、事業の実施状況を確認の上、事業評価を行い事業評価コメントシートに記入します。
- (3) 運営協議会評価の実施
協議会は、事業評価コメントシートの評価等の報告を受け、最終的な評価を決定するとともに今後のセンターの取組へ向けた助言等を行います。

2 経過

日 に ち	内 容
令和7年5月30日(金)	事業報告、事業評価チェックシート及び事業評価コメントシート提出
令和7年6月9日(月) ～6月20日(金)	事務局ヒアリング及び事務局評価の実施
令和7年7月24日(木)	協議会評価の実施（令和7年度第1回運営協議会）

3 評価の根拠

港区地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条第2号の協議事項に規定
「センターの事業内容の評価その他センターの運営に関すること」

4 評 価（事業評価コメントシートの運営協議会 記入欄）

評 価	基 準
S	特筆すべき取組がみられる場合
A	引き続き、取組を推進すること
B	改善に向け取り組むこと
C	至急、改善に向けた取組を実施すること